（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～七の二　略］

七の三　適格中央清算機関　労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）が第二百四十六条の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　略］

［八～三十四　略］

三十五　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

［イ～ヘ　略］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　略］

［三十六・三十六の二　略］

三十六の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

［三十六の四～七十八　略］

（連結の範囲）

第三条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ⑴において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十一条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第四十五条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　［略］

（定義）

第一条　［同上］

［一～七の二　同上］

七の三　適格中央清算機関　労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　同上］

［八～三十四　同上］

三十五　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　同上］

［三十六・三十六の二　同上］

三十六の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

［三十六の四～七十八　同上］

（連結の範囲）

第三条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ⑴において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十一条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第四十五条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　［同上］